

学会記事 Newsletter

I 特許法第 30 条の規定に基づく学術団体の指定について

昭和 60 年度第 2 回理事会（昭和 60 年 11 月 5 日）で協議された特許法第 30 条第 1 項の規定に基づく学術団体の指定について、昭和 61 年 11 月 28 日日本学会から特許庁長官あて申請を行った。

昭和 61 年 12 月 23 日特許庁より特許法第 30 条第 1 項（実用新案法第 9 条第 1 項において準用する場合を含む）の規定に基づく学術団体として指定したとの通達（61 特総第 1804 号）があった。

特許法は第 30 条で「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表」し、これを証明する学術団体の証明書を付して 6 カ月以内に特許出願をした発明は第 29 条第 1 項の特許を受けることのできない発明（出願前に公然知られた発明等）に該当しないとしている。このための証明書を必要とする場合は、庶務幹事に連絡されたい。（庶務幹事 松井一郎）

II 特別養子制度の新設およびこれに関連する人類遺伝学上の問題点について

昭和 62 年 1 月 27 日、法相の諮問機関である法制審議会民法部会（加藤一郎会長）は、養子と実親との法律上の親子関係を断ち切る特別養子制度の新設を柱とする民法改正案の要綱を決定したと新聞各社の報道があった。

これまでの養子制度では戸籍に実親および養親の氏名を記載していたが、家庭裁判所の審判によって縁組が成立する特別養子の場合は、戸籍法も改正され養親のみの氏名を書き入れることになり、戸籍上養父母だけが親となり実親の名は姿を消すことになる。このことから、近親婚が起らないかという人類遺伝学上の懸念があること、また戸籍法の改正にともない医学、人類遺伝学研究（遺伝病の治療等を含む）で戸籍等を利用する際の制限が強化されるのではないかと懸念があった。

このため、昭和 62 年 1 月 29 日、井上学会長および松井庶務幹事が法務省を訪れ、民事局参事官細川清氏に上記の懸念を表明したところ、同氏より以下の説明があった。1) 養子本人は、必要ならば実親を知ることができるよう配慮してある。まず実親の戸籍から除籍して本人だけの戸籍を作り、再び除籍して養親の戸籍に入れる。これにより一般には公開しない除籍簿に実親との関係が記載・保存される。2) 特別養子の婚姻の届出があったときは、戸籍官吏は必ず実親戸籍により近親婚の有無を審査する。特別養子は実子とは異なる記載があるので、戸籍官吏には特別養子であることが常に明らかとなる。3) 本人が養子であることを知ることの意義があるとの観点から裁判所および福祉関係機関にこの点について要望する。4) 学術研究で戸籍等を利用する場合も今回の戸籍法改正前と変わらない。

なお、昭和 51 年の戸籍法改正の際に井関尚栄前学会長より稲葉修法務大臣宛要望書を提出したが（人遺誌、22：91-92, 1977）、この扱いについては昭和 57 年に変更があり、以下の通達により整理されたことが申し添えられた。[昭和 57 年 2 月 17 日付け法務省民二第一二八二号各法務局長、地方法務局長あて通達 学術研究を目的とする戸籍又は除籍の謄本の交付請求等の承認手続き等に関する通達等の整理について]（庶務幹事 松井一郎）

III 第 10 回 修正国際疾病分類 (ICD-10) 試案の検討について

WHO の審議による国際疾病分類 (ICD) は医学の進歩に併せて 10~15 年毎に修正を行っており、現行の「第 9 回修正国際疾病分類 (ICD-9)」は 1974 年に修正されたものである。次の ICD-10 は 1990 年までに作成すべく WHO を中心に作業をすすめており、厚生省大臣官房統計情報部より本件に関する協力依頼があった。

主な修正点のいくつかは、従来の数字 4 桁コードの最初の 1 桁が A-Z のアルファベットに変更されたためコードの範囲が拡張され、各章とコードとの対応が容易となったこと、また神経系疾患から眼疾患、耳疾患も独立の章として提案されたことなどである。本学会と関連の深い遺伝性疾患や先天異常については、ICD-9 における先天異常の章の名称が先天奇形および染色体異常として提案されており、先天異常モニタリングの国際的な動向と要請に依拠している。また遺伝性疾患、先天異常の診断名の多数が追加提案されている。

厚生省から各医学学会等への依頼は 3 桁コード (第 1 次案)、および 4 桁 (第 2 次案) についての意見聴取であったが、61 年度第 2 回理事会 (昭和 61 年 11 月 5 日) で協議し、先天異常モニタリング実施関係者を中心に意見をまとめ提出することとした。提出した意見の概要は以下のとおりである。

1) ICD-9 第 XIV 章 先天異常を廃止し、その内容を第 XVII 章 先天奇形と染色体異常としたことは良い。2) 3 桁および 4 桁分類とも ICD-9 に比較して奇形の臨床診断名の対応が良くなっている。3) 第 XVII 章 先天奇形と染色体異常の冒頭で多系統臓器にまたがる先天性の奇形症候群を主奇形に従ってコードするよう指示があるが、多発奇形・奇形症候群を Single Condition Coding することは難しい。4) したがって多発奇形・奇形症候群については、①一部の奇形症候群 (Single Condition Coding が可能なもの)、②その他の特定された奇形症候群 (拡張・分類を行う)、③多発奇形のみ (拡張・分類を行う) の 3 つのカテゴリーで区分することが望ましい。5) 第 IV 章 内分泌、栄養、代謝性疾患のうち代謝異常で遺伝性の確定したものを非遺伝性のものから区別すること。6) その他 4 桁コードの追加や不適切な診断名の訂正など。 (庶務幹事 松井一郎)

IV 日本人類遺伝学会 第 32 回大会開催のお知らせ (第 1 報)

日本人類遺伝学会 第 32 回大会を下記の如く開催いたします。多数の方がたのご参加、ご発表をお待ちいたします。

なお、演題応募要領、特別講演、シンポジウムなどにつきましては、後日お知らせいたします。

会 場：群馬県民会館 (〒371 前橋市日吉町 1 丁目 14 番 14 号 電話：0272-32-1111)

会 期：昭和 62 年 11 月 12 日 (木)、13 日 (金)、14 日 (土)

大会事務局：〒371 前橋市昭和町 3 丁目 39 番 22 号 群馬大学医学部法医学教室

電話 0272-31-7221 内線 2597, 2598

(第 32 回大会会長 占川 研)

日本学術会議だより No.4

21世紀の学術とその動向調査

昭和62年2月 日本学術会議広報委員会

日本学術会議は、昨年9月27日(土)、初めて日本学術会議主催公開講演会を開催しました。

今回の「日本学術会議だより」では、公開講演会「21世紀の学術」の講演内容と日本学術会議の国際交流事業の一つである二国間学術交流及び来年度に開催される共同主催国際会議についてお知らせします。

また、昨年10月、第101回総会で設置された「地域の研究推進特別委員会」等について内容を紹介します。

公開講演会「21世紀の学術」

本会議は、学術の成果を国民に還元するという日本学術会議法の趣旨に沿うための活動の一環として、9月27日、本会議講堂において、公開講演会「21世紀の学術」を開催した。

これは、第13期日本学術会議主催の初めての公開講演会であったが、各界各層及び一般市民から350人以上が聴講し、成功裡のうちに終了した。

講演は、3人の演者の講演とそれに関連する質疑応答が行われた。

まず最初に、近藤次郎日本学術会議会長が「これからの科学の望ましいあり方」について、1855年王立研究所のファラデーの講演を示しながら、学術会議の講演会の意義を述べるとともに、21世紀の中期に焦点をあてて明暗の予測として、人口増加、CO₂の増加、森林喪失、砂漠化、核戦争の影響、核の冬の問題等について、スライドを交えながら意見を述べられた。そして、最後に科学技術の進歩が新たな職業を労働者に提供するとともに、多くの失敗も相次いで起こっており、そこで科学を望ましい方向に向けることの重要性を力説した。

次に、本明寛日本学術会議第1部長（早稲田大学教授）が「創造性豊かな人材の育成」について、若者の創造性をいかにして養成するかは、指導する側の態度・助言及び自己主張を表現できるムード・環境作りが重要であるとともに、若者の個性を伸ばすためには「見る・聴く」の教育から「聴く・話させる」の教育へ移行させる必要性が述べられ、21世紀に向けて、今、若者をいかにして「教える」かではなく、「育てる」かが重大であると力説した。

最後に、西川哲治日本学術会議第4部会員（高エネルギー物理学研究所長）が「学術研究における国際性」について、演者の専門分野である物理学特に原子核物理学の分野を中心に演者の体験を踏まえて、高エネルギー物理学のみならず基礎科学の研究には国際協力が不可欠であり、国と国とが独自の個体となって対等にぶつかり合うことが重要であると述べられた。そして、現在、日本では言葉のかべが問題であるが、来訪者に対して特別扱いせず、発展途上国からの研究者に対しても温かく見守るだけでなく、自分でやれるように仕向けることが必要であると力説した。

（なお、この講演会の講演内容は、日学双書第2刊として、勸日本学術協力財団から出版されます。1月末日発行予定）

このような日本学術会議主催の公開講演会は、今後各年度2～3回を目標に開催していくこととしております。

二国間学術交流

本会議は、我が国が科学や技術面において諸外国と交流を深め、それにより我が国の科学技術の総合的な発展に寄与することを目的として、昭和58年度から毎年2か国を選んで代表団を派遣している。58年度にはアメリカ合衆国、マレーシア、59年度にはドイツ連邦共和国、インドネシア共和国、60年度にはスウェーデン王国、タイ王国、そして今年度は11月15日から24日までフランス共和国へ、また、12月8日から14日まで大韓民国へ会長、副会長以下7名ずつの会員を派遣した。

日本学術会議の第13期は、その活動計画にあるとおり、「学術研究の国際性重視と国際的視野の確立」をその活動の重要な柱の一つとしている。今回もその観点に立って訪問国諸機関との間で熱心な協議が行われた。

今回の代表団は、派遣国において科学技術政策や教育を担当する行政機関、研究所、大学等を訪問し、情報交換を行い、さらに訪問先の関係者と両国の学術研究とその問題点について討論を行った。

フランスでは、特に教育の問題について関心が高く、この問題について各地で関係者から種々の意見を聞くとともに情報の交換を行った。さらに近藤会長がコレージュ・ド・フランス及び国立科学研究センターで「日本の最近の科学・技術政策について」講演を行ったが、これに対し、最近のフランスの我が国科学技術政策への関心の高まりを反映し、熱心な意見交換が行われた。

韓国では、最近の産業の発展と科学技術の役割の観点から日本学術会議の役割と活動を含め、我が国の学術体制への質問が多く出されるとともに学術研究の面における協力要請が各訪問先で出され、我が国に対する期待が高いことを深く痛感した。

今回の成果は、代表団の訪問時だけのものではなく、今後の相手国との継続的な科学者の交流、情報、資料の緊密な交換、日本学術会議と相手国機関と相互理解の促進、関係緊密化等の形で永続的に表れるものであり、加えて、これらの成果は、我が国の学術研究の国際交流・協力の基本姿勢及びその抜本的充実方策を検討する場合の大きな資料として役立つものと期待される。

昭和62年度共同主催国際会議

我が国の多数の科学者が世界各国を代表する関係科学者と接し、最近の研究情報を交換し、我が国の科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として、昭和28年以降毎年おおむね4件の学術関係国際会議を学・協会と共同主催している。近年、国内外において日本開催の要請が強く、また、日本開催国際会議は高い評価を得ている。昭和62年度は次の4国際会議を開催する。

第6回ケムロン世界会議

開催期日 昭和62年5月17日～22日
開催場所 東京都（都市センターホール）
参加者数 国外 300人、国内 600人、計 900人
[36か国]
共催団体 ㈲日本化学会

※ この会議は、産業、経済の発展と密接な関係を持つ材料問題と材料、宇宙開発の将来計画と材料、未来のコンピュータと材料等について研究発表と討論を行い、材料工学の発展を図ることを目的としている。

第18回低温物理学国際会議

開催期日 昭和62年8月19日～26日
開催場所 京都市（国立京都国際会館）
参加者数 国外 600人、国内 750人、計 1350人
[38か国]
共催団体 ㈲日本物理学会、㈲応用物理学会

※ この会議は、量子液体、量子固体、超伝導、固体の低温物性、低温技術及び応用等を主要題目とし、研究発表と討論を行い、低温物理学の発展を図ることを目的としている。

法哲学・社会哲学国際学会連合第13回世界会議

開催期日 昭和62年8月20日～26日
開催場所 神戸市（神戸国際会議場）
参加者数 国外 150人、国内 300人、計 450人
[22か国]
共催団体 日本法哲学会

※ この会議は、法、文化、科学技術—異文化間の相互理解を主要題目とし、科学技術の時代における法と倫理、現代法哲学・現代法社会哲学の基本問題、東西法文化の比較について研究発表と討論を行い、法哲学・社会哲学の発展を図ることを目的としている。

第6回国際会計教育会議

開催期日 昭和62年10月7日～10日
開催場所 京都市（国立京都国際会館）
参加者数 国外 250人、国内 400人、計 650人
[56か国]
共催団体 日本会計研究学会、日本経済学会連合

※ この会議は、国際理解のための会計教育、会計研究を主要題目とし、研究発表と討論を行い、会計研究の発展を図ることを目的としている。

地域の研究推進特別委員会

日本学術会議は、昨年10月の第101回総会において、「臨時（特別）委員会の設置について（申し合せ）」の一部を改正し、新たに「地域の研究推進特別委員会」を設置することとした。

【目的】

基礎的研究を十分に発展させるためには、研究基盤が広く整備され、各地で特色をもった研究が行われて、研究者

の交流、人事の流動なども活発に行われることが必要である。

地域における学術の振興のための学術体制については、その必要性に応じていろいろな方策が考えられているが、当面、地域に個々の大学、研究機関及び産業界の研究者等に広く開かれた共同利用の総合的、学際的研究機関を設置するのが最も实际的で、かつ有効な方策であろうと思われる。このような研究機関は、地域の研究に関する中核的機能も果たすべきである。

学術研究動向に関するアンケート調査 についてのお願い

日本学術会議第3常置委員会では、第13期における活動の一環として学術研究動向の現状分析とその展望を行い、今後の学術研究の発展に寄与するために「学術研究動向に関する白書（仮称）」の作成を主要目標としています。

この白書作成については、第99回総会（昭和60年10月）で決定した第13期活動計画において「学術研究の動向について総合的分析を加え、その長期的な研究計画を総合的レビューのためのいわゆる『学術白書』の作成の可能性を検討する」と述べられており、次の第100回総会（昭和61年4月）において、この白書を作成することが了解されました。これらの総会の決定に基づき、白書の具体的内容、作成系統等について検討を重ねてきた第3常置委員会では、白書作成のための資料を得る目的で、本会議の全会員・研究連絡委員会委員および学術研究団体等に対する学術研究動向に関するアンケート調査を実施することにしました。

今回作成予定の白書は、人文・社会及び自然科学の全学問分野の現状分析と動向的確な把握、問題点の解明等を行うことを目指していますが、これらのことを適切に行うためには、全会員の英知の結果等が不可欠なことは言うまでもありませんが、更にそれに加えて、現に日本学術会議の存在の基盤を成している全学問領域にわたる約830の学術研究団体及び各専門の学問領域や研究課題ごとに設置された180の研究連絡委員会（委員数2370人）の御協力、御支援が是非とも必要であると考えております。

以上のことを踏まえて、アンケート調査の具体的な手順としては、現在、全会員・研究連絡委員会委員にアンケート調査票を発送済みであり、昭和62年2月28日を締切期日として回答願うこととしております。

また、学術研究団体等に対するアンケート調査は、3月上旬に依頼することにし、回答締切は4月末を予定しております。

白書の内容は、各団体等の研究計画等を考える上で種々活用していただけることと思いますので、アンケート調査票がお手許に届きました学術研究団体等におかれましては、年度末の御多用の折、御面倒をおかけしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

多数の学・協会の御協力により、「日本学術会議だより」に掲載していただくことができ、ありがとうございます。

なお、御意見・お問い合わせ等がありましたら下記までお寄せください。

〒106 港区六本木7-22-34
日本学術会議広報委員会
（日本学術会議事務局庶務課）
電話 03 (403) 6291